

栃木県農業総合研究センターにおける公的研究費を活用した研究活動の不正行為に対する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公正な研究活動の推進に向けた「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)及び「栃木県農業総合研究センターにおける公的研究費の運営管理規程」(令和2年8月1日制定)第20条に基づき、栃木県農業総合研究センター(以下「センター」という。)が公的研究費(以下「研究費」という。)を活用した研究活動において、不正行為が発生した場合の措置等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、不正行為とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠を持って明らかにされたものは不正行為には当たらない。

2 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

3 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

4 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

(告発等の受付窓口・受理)

第3条 研究費を活用した研究活動の不正行為に関する告発(センター職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。)を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口は次長兼研究開発部長とする。

2 次長兼研究開発部長は、不正の告発等があった場合は、これを受理し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正行為に関する告発)

第4条 告発は、申立書、電話、FAX、電子メール、面談などの手段により行うことができる。

2 告発は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究員、不正行為の態様等、事案の内容が明らかにされ、かつ不正とする科学的合理適理由が示されているもののみを受け付ける。

3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

4 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、センターは告発者(匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。)に告発を受け付けたことを通知する。

- 5 告発を受け付けた場合、最高管理責任者は、配分機関及び主管課に告発を受け付けたことを通知する。
- 6 センターは、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的合理的理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることをセンター内外にあらかじめ周知する。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第5条 センターは、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について調査結果の公表まで告発者、被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 調査事案が漏洩した場合、センターは告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公開説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
 - 3 告発者・被告発者は公益通報者保護法により取り扱う。なお、単に告発をしたことや、告発されたことのみを理由に、研究活動の制限のほか、何ら不利益を受けないこととする。

(予備調査)

- 第6条 第4条第1項及び第2項の告発があった場合、次長兼研究開発部長は関係する室等と協力して速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 部長兼研究開発部長は、被告発者が所属する室長に対し、被告発者が保有する資料（生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など）の保全を命ずることができる。
 - 3 予備調査の内容は、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等とする。
 - 4 次長兼研究開発部長は、告発を受け付けた後、概ね30日以内に予備調査の結果を最高管理責任者に報告するとともに、結果の概要を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
 - 5 本調査を行わないことを決定した場合、次長兼研究開発部長は、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。併せて、最高管理責任者は、配分機関及び主管課にその旨を通知する。この場合、予備調査に係る資料等は保存し、告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査委員会の設置)

- 第7条 最高管理責任者は、前条の規定により本調査が必要と判断した場合は、本調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに本調査に着手する。
- 2 委員の過半数は、センターに属さない外部有識者で構成する。
 - 3 全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 4 委員長は、最高管理責任者が指名する。

(本調査の通知・報告)

第8条 最高管理責任者は、本調査を行うと決定した場合は告発者及び被告発者に対し、本調査を行うこと並びに委員名を通知し、調査への協力を求める。なお、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関に本調査を行う旨報告する。当該配分機関が農林水産省でないときは、当該配分機関は当該通知を農林水産省の研究資金所管課に報告する。
- 3 告発者及び被告発者は、第1項の規定により通知を受けた委員の指名に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に異議申立書を最高管理責任者に提出することができる。
- 4 最高管理責任者は、異議申立てがあった場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 5 本調査実施の決定後、概ね30日以内に本調査を開始する。

(調査中における措置)

第9条 最高管理責任者は、必要に応じて告発された研究に係る研究費の支出停止を命じることができる。

(調査方法・権限)

第10条 委員会は、本調査の実施に当たっては、次の各号に定める事項を行うことができる。この際、被告発者に対する弁明の聴取が行われなければならない。

- (1) 論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
- (2) 関係者のヒアリング
- (3) 再実験の要請
- (4) その他適正な調査のために必要な事項

- 2 被告発者が前項第3号に規定する再現実験を行う場合、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む）に関し、委員会により合理的に必要とされる範囲内において実施する。その際、委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 3 センターは、本条第1項及び第2項に規定した委員会の調査権限を関係者に周知する。委員会の調査に対し、告発者、被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。
- 4 委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となり得る資料等を保全する措置をとる。この措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。
- 5 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 6 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、告発者への情報提供も含め、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(認定)

第 11 条 委員会は、本調査の開始後概ね 150 日以内に調査した内容をまとめ、次の各号に係る事項についての認定を行う。

(1) 不正行為が行われたか否か

(2) 不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

2 委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

3 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、認定前に告発者に弁明の機会を与えるものとする。

4 委員長は、速やかに認定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、告発者及び被告発者に通知しなければならない。

5 センターは、調査結果を事案に係る配分機関及び主管課長に報告する。当該配分機関が農林水産省でないときは、当該調査結果を農林水産省の研究資金所管課に報告する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 12 条 本調査において、被告発者が告発された事案に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項において、被告発者の説明及び証拠によって不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。

また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害など)により、上記の基本的な要素を十分に示せなくなった場合、あるいは本来存在すべき基本的要素の不存在などが当該課題終了後概ね 5 年間の保存期間を超えることによるものである場合はこの限りではない。

3 被告発者の説明責任の程度及び本来存在すべき基本的要素については、委員会の判断に委ねられる。

(不服申立て及び再調査)

第 13 条 本調査において、不正行為と認定された被告発者及び悪意に基づく告発と認定された被告発者は、通知の日から 15 日以内に委員会へ不服申立てすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 センターは、前項における不服申立てがあった場合、係る配分機関及び主管課長に報告する。当該配分機関が農林水産省でないときは、当該調査結果を農林水産省の研究資金所管課に報告する。不服申立ての却下及び再調査の決定をしたときも同様とする。

3 委員会は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがなされたときには不服申立ての

趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否か速やかに決定する。

- 4 前条の不服申立てにより再調査を行う場合には、委員会は被告発者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。この場合、センターは被告発者に当該決定を通知する。
- 5 再調査を行う場合、第1項の不服申立てがなされたときから概ね50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。センターは、当該結果を告発者、被告発者に通知する。加えて、調査結果を事案に係る配分機関及び主管課長に報告する。当該配分機関が農林水産省でないときは、当該調査結果を農林水産省の研究資金所管課に報告する。

(秘密の保持)

第14条 予備調査、本調査及び再調査に関係した者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査結果の公表・措置)

- 第15条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された場合には、主管課を通じて人事課に報告する。人事課の措置が決定した場合には、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査委員の氏名・所属、調査方法・手順、公表時までに行った措置等を速やかに公表する。併せて、不正行為と認定された論文等研究成果の取下げを勧告する。
- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された場合には、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に周知する。また、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査関係者以外にも周知するとともに、必要な名誉回復措置及び不利益が生じないための措置をとる。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名・所属及び認定理由を公表する。また、認定者が栃木県職員である場合には、主管課を通じて人事課に報告する。
 - 4 不正行為が認定された者に対する処分は、「職員の懲戒の手続き、効果等に関する条例」(昭和26年9月13日 栃木県条例第45号)等に従う。

(配分機関への報告等)

- 第16条 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に調査結果、不正行為の発生要因及び、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。併せて、最終報告書の写しを主管課課長に提出する。
- 2 最高管理責任者は、調査の終了前であっても配分機関の求めに応じて、調査の進捗状況等を報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

公的研究費を活用した研究活動の不正行為に対する措置のフローチャート

